なっている契約書の電子化についてお聞きをした

まず最初に、やはり今回の法案の最大の課題と

らないために、

率直な御意見を頂戴したいと思い 本法案が消費者被害拡大法案にな

まずは、

池本参考人にお聞きをしたいと思

11

ま

私どもの

質疑の中で、

消費者庁は、

承諾

の要件

いと思います。

またコロナ禍の中、貴重な御意見を頂戴し、

参考人の皆様におかれましては、御多忙の中、

がとうございます。短い時間ですけれども、

御教 あり

授をお願いしたいと思います。

〇尾辻委員 立憲民主党の尾辻かな子です。

次に、尾辻かな子

Ó

令和3年5月11日

承諾は歯止めにならないとの御指摘だったかと思

まず、この点について、

なぜこれが歯止

の先ほどの指摘の中では、

特商法の取引類型では

ただ、先生

というふうに答弁をされております。

を実質化することによって被害拡大を防止できる

- \Diamond この議事速報(未定稿)は、正規の会議録が発 定稿版で、一般への公開用ではありません。 されるまでの間、審議の参考に供するための 未 行
- \Diamond 言、理事会で協議することとされた発言等は、原後刻速記録を調査して処置することとされた発 発言のまま掲載しています。
- \Diamond 受け取られることのないようお願いいたします。 、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と、後、訂正、削除が行われる場合がありますの

めにならない のかということを教えて ただきた

いたします。 めにならない、この理由についても併せてお願いました。これらの承諾の方法が被害拡大の歯・ ない、承諾の明示、話の方法として、口 てどのような効果があるのかの明示なども挙げて さらに、併せてですけれども、 承諾の明示、承諾を得る際に、承諾によっ 頭や電話だけでの承諾は認 消費者庁 正 8 承

〇池本参考人 んですが。 いうこと、ちょっと具体例で御説明したいと思う まず、御質問の第一点目、歯止めにならない 御質問ありがとうございます。 لح

クしてください。 りします、よろしいですね、じゃ、ここへチェッ の依頼も早いので、電子データであなたにもお送 インしてください、電子データの方が下請業者へ そこへタブレットを持ってきて、じゃ、ここへサ すよ、書類を書いてくださいと、紙ではなくて、 業者をすぐ手配しましょう、あしたの午後やりま うかがえます、すぐに工事しなきゃいけません、 して、大変です、シロアリが発生している様子が 例えば、訪問販売業者が訪ねてきて床下を点検

う、自ら主体的に申し出るという状況ではないと か。同じ場面で両方とも承諾を一括してしてしま ことで、サインをし、 やいけないという気持ちで、 そうすると、消費者は、 チェックをするのではない 何か大急ぎでやらなき 分かりましたという

その承諾の取り方について、 もちろん、

> 両立しないのです。 体的に電子データを希望するということは、 やいけないので、その場面を離れて、消費者が主 その場で交付をする、何を交付するかを決めなき たら直ちに書面を交付しなきゃいけない。つまり、 主体的にという言葉の意味です。その場面で、本 けないということですが、その明示的というのも、 訪問販売であれば、勧誘して、申込みを受け

ありません。 が、現行法にはそういう説明義務に当たるものは て選択をしたと言えるのではないかと思うのです それでも電子データで欲しいと言ったとき、 けないと思います。そういう説明義務があって、 うことの本来、 子データにも送られるものに書いてありますとい ばクーリングオフ制度があります、それがこの電 子化することによって何がどう変わるのか、 それともう一点。主体的にと言うときには、 説明義務のようなものがなきやい 初め 例え 電

るのかというと、 の分野について、 備の義務、登録制もない訪問販売の分野、 ように、登録、 も、例えば電気通信事業法とか金融商品取引法の ふうに思います。 するんだったら分かるんですが、そういう体制 していく中できちんと説明をし電子データを交付 もちろん、更に言えば、説明義務が入って 認可を受けた事業者が体制を整備 本当に主体的な承諾が確保でき 私はやはり疑問があるなという 特商 いて 法

〇尾辻委員 ありがとうございます。

というような、その御懸念をいただいたかと思い だけを認めるということがやはり被害拡大になる 明義務もないこの分野において、こうして電子化やはり参入規制のない特商法の分野、そして説

子化もこれは考え得るということでよろし 推進であれば、オンラインでの英会話指導契約に しょうか。 いうこともあるかと思います。これは、オンライ 絞って書面の電子化を導入するのが本筋であると ンによる特定継続的役務提供の契約であれば、電 先生の指摘の中では、 デジタル 社会の いので

〇池本参考人 池 本でござい ぇ

から、オンラインであれば何でもいいかというと、特定商取引法には幾つかの取引類型があります る先輩から一緒に頑張ろうよというようなSNS で申し込んでください、ただ、そこへ紹介者であ Zoom説明会を一緒に見ようよと言って誘われ 例えば、最近、マルチ商法が、先輩から誘われて、 意味では、受け身の立場で契約をする場面で電子 が入ってくるというような場面があります。その て、そのZoomで説明を受けて、じゃ、 特定商取引法には幾つかの取引類型があ やはり同じではないかなとい 別画面

実際に受けてみたら説明と違っていた、 ない、こういう契約類型を長期、 教育サービスという、受けてみなきゃよく分から 規制が始まったのではなくて、 定継続的役務提供というのは、 それに対して、オンラインでの英会話教 美容サービスとか 勧誘が問題だから 多数回結 しまった んで、 室

> ます。 たってからトラブルになる。クーリングオフもあ実はもうクーリングオフ期間が過ぎた、しばらく で解決している事例がたくさんあると聞いており ますが、中途解約権制度があるんですね。それ

り

得るのではなハから思ゝ….。供というのが特商法の中でも少し別枠として考え供というのが特商法の中でも少し別枠として考え

以上です。

〇尾辻委員 ありがとうございます。

敬意を表したいと思います。 本当に御尽力されてきた、その活動にまず心から ジャパンライフの弁護団、 次に、石戸谷先生にお聞きしたいと思います。 連絡会の代表として

逆の立場から見ると真意でないということになっ い問題で、ある面から見ると真意であるといい、 結局よく分かりませんでした。非常にそこは難し 委員会質疑をずっと聞いておりましたけれども、 ことを意味しているのかなと思って、二十七日の ○石戸谷参考人 真意の承諾というのがどういう 生の御評価を教えていただければと思います。 これが歯止めになるんだということについて、 消費者庁が言う、明示的な承諾があれば大丈夫だ、おかれまして、契約書のデジタル化というものが、それで、そういう悪質業者と闘ってきた先生に 判断がつかない話だと思います。

も起こっていないわけですから、そういうものはは、現実問題として、金融分野においてトラブル契約で入っていって選択したような場合というの ですので、私の方からすると、自らオンライン

> おります。 者の方がおっしゃっている完全デジタル化の英会 て、第三回成長戦略ワーキング・グループの事業 入っていく人が選択するのは構わない、 先ほど申し上げたとおり、主体的にデジタル化に 知れない世界になると思いますので、私としては、 るかないかというのは、ちょっとそこはもう計り 勧誘に基づいて承諾をするという場合に真意であ 話教室であれば理解できるというふうに整理して 客観的に見て真意であると言えると思うんですけ デジタル化というのを勧めてきた、 したがっ

〇尾辻委員 ありがとうございます。やはり、か 見だったと思います。

思います。これも池本先生にお伺いしたいと思 よる通知のことについてお伺いをしていきたいと さらに、今度はクーリングオフの電子メー ルに

と思います。先生の御意見をお聞かせください。 されています。ただ、やはり私も明文化は必要だ うことで、これは通達で担保するんだと御答弁を が生じるので発信主義じゃなくても大丈夫だとい てきて、電子メールは発信と同時に到達して効力 かと思いますけれども、これも私もずっと議論し いうのがいいのではないかという御意見もあった は りしっかりした明示をする、 河上先生におかれましても、 御質問ありがとうございます。 条文による明示と 書面の中でも、

〇池本参考人 クーリングオフの通知の効力発生時期の問 題と実態の問題、 両方からやはり非

ちんと入れれば済むだけのことですから、 しても非常に疑義があります。むしろ、条文にき 終的に裁判所で通るのかどうかの、理屈の問題と というふうに、その場合には規定を外しておいて 法文上わざわざ、電子データをメールなどで送る です。だとすると、文理解釈でいえば、これは到 がなければ民法に戻るというのが文理解釈 いただいた方がクリアになる。 通達、解釈の中で含むんですよということが、最 達日に効力が発生するとなってしまうわけです。 理屈の問題としていえば、特商法 入れて の原則 に規

それが、消費者からすれば、言われた時点でもう うことで処分ないし対処が本当は必要だと思うん 子メールでの解除の場合は、当社に到達したとき ということです。 対応できなくなるという、 に決着するまでの間はそういった主張が横行する。 ですが、今度は罪刑法定主義との関係はどうかと う民法の問題とは別に、本当はそれは、行政処分 もし明記した業者がいた場合、効力がどうかとい はないということです。例えば、契約書面に、電 か違う議論が出てくる。そうすると、 しかも、民法的な、効力発生時期の問題 到達が期間内でなければ効力を認めませんと 通達の解釈と違う虚偽の記載だとい 現実の問題につながる 問題が本当 だけ で

ことだと思います。)尾辻委員 やはり、しっかり明文化をした方がよいと ありがとうござい 、ます。 いう

> 先生にお聞きした 思

でございましょうか。 はされていなかった、そういう事実でよろしい 書のデジタル化というのは検討会においての議 生のその検討会が開催された時点での、この契約 は検討会をされていたと思うんですけれども、先本題をお聞きしたいと思うんですけれども、先生 まずちょっと確認だけさせていただいて、 論 で \mathcal{O}

〇尾辻委員 〇河上参考人 はい、全く検討されて ありがとうございます。 ま せん。

後から出てきたということなんです。 ジタル化については実は論点がなかった、それ .タル化については実は論点がなかった、それがつまり、特商法、預託法の検討会においてはデ

ところがございます。

込み型勧誘の取消権の創設と、また、社会的経験ります。その中で、消費者契約法についてのつけ実は、私たち、今回対案を出させていただいてお非とも聞きたいと思っておりまして、というのが、先生には、私、今日はやはり消契法のお話を是 るということを提案をさせていただいております。 が乏しいことからというところを条文から削除す [の消費者契約法について参考人質疑でもお話を先生は、第四次消費者委員会委員長として、前

消費者契約法で担保できているのか、それに対す 成年取消権がなくなる、それに代わるものが今の られておられます。先生から見て、来年四月、未 ばと思います。 私たちの対案に対する御評価、 お願いいたします。 いただけ

消契法の話は、

本来この審議にど

お聞きいたしましたし、異例の付言をおつけにな回の消費者契約法について参考人質疑でもお話を

く分からないんですが。 関係しているの いうか、 ちょっとよ

定を置いたらどうかという御提案には賛成したい これは私の持論でもありましたので、こういう規 定を一般的な受皿規定として入れろというのは、 はちょっと考えにくいということがございました。 ですが、でも、削ることによるメリットというの んじゃないかというのは、私はあってもなくても 会的経験が乏しい云々のところを削った方がいい いいかなと思っていましたから、削ってもいい それからもう一つ、大事なつけ込み型勧誘の規 ただ、対案に対する評価を申し上げますと、

件化というものはもう少し工夫の余地があるんじ これを知ってという形で故意の要件をかけている やないか。 ょっと難しい部分があるので、そうした形での要 われてしまえばそれだけだと言われるような、ち ところが見えました。これは、知らなかったと言 と、相手の非常に困っている脆弱な状況について、ただ、この要件を、御提案の要件を拝見します

という動きがあると伺っております。 ブラッシュアップするためにどうすればいいかと れている提案のような議論を踏まえた上で、更に その中で、このつけ込み型勧誘について、 っている検討会が第四クールか何かでこの問題に ついて議論をしておられると伺っておりまして、 現在、 たしか、 最終的に七月ぐらいまでにまとめよう 消費者庁の方の制度化の 今出さ 方でや

四月にもう成年年齢引下げが実施され 7

今日は、貴重な御意見をありがとうございます。ざいません。 増田参考人にも本当はお聞きしたかったんです 思っております。 律にしていただければありがたいというふうにはシュアップしたものを完成させて、こちらでも法 ○尾辻委員 そうですね。 **○永岡委員長** 時間が来ておりますので、手短に。 しまいますので、できるだけ早くそれを、ブラッ

以上で終わります。

- 4 -

а